



平成 29 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 東洋ゴム工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 隆 史
(コード:5105 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員
コーポレート統括部門管掌 櫻 本 保
TEL (072)789-9100

米国における集団民事訴訟の和解に関するお知らせ

当社及び当社の米国の一部子会社は、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所において集団民事訴訟を提起されておりましたが、以下のとおり、平成 29 年 9 月 14 日付けで一部の原告との間で和解に合意いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社及び当社の米国の一部子会社は、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所において、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブーツの販売に係る米国独占禁止法違反に関し、損害賠償等を求める集団民事訴訟を提起されておりました。

この訴訟に関し、訴訟の長期化に伴う訴訟関係費用の増大や経営に与える影響等を踏まえ、原告の一部である自動車ディーラー及び最終購入者と協議を進めた結果、この度、和解合意に至りました。

なお、本和解につきましては、今後、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所の承認が必要となります。

2. 和解の相手方の概要

自動車ディーラー及び最終購入者

3. 和解金

総額 47.5 百万米ドル(約 52.44 億円)

内訳 自動車ディーラー 11.4 百万米ドル(約 12.58 億円)

最終購入者 36.1 百万米ドル(約 39.86 億円)

上記日本円金額は、1 米ドル=110.42 円として計算。

4. 今後の見通し

本件については、平成 29 年 12 月期第3四半期において独禁法関連損失として特別損失に計上する予定です。なお、平成 29 年 12 月期通期連結業績予想につきましては、事業の状況等も勘案し、現在精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には速やかに公表いたします。

本訴訟は、米国司法省の調査の対象となった平成 24 年 5 月以前の行為に基づくものであり、その後、新たな違反が疑われる行為が判明したものではありません。当社は、今後とも、再発防止に向けたコンプライアンス徹底の取組みを継続し、信頼回復に向け一層努力してまいります。

以 上